

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐倉市長 西田 三十五
(公印省略)

市町村名 (市町村コード)	佐倉市 (122122)	
地域名 (地域内農業集落名)	根郷地区 (寺崎、太田、大篠塚、小篠塚、馬渡、神門、木野子、城、石川、六崎)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月9日 1回	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、平均年齢が69.1歳と高齢化が進み後継者不足が懸念されている。
水田は、地域の農業者を中心に耕作が行われ、隣接する市外からの入耕作も増加している。
畑では、露地野菜等を中心に新規就農者が耕作しているものの、その他は自家消費露地栽培で使われており、遊休農地が増加傾向にあることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、他地区からの入耕作や地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田：将来の担い手となる農業者を中心に生産性の向上を目指して団地面積の拡大を進めるとともに、農家組合・土地改良区・多面団体などの地域活動により老朽化した用排水路の保全や整備を進め、農業経営の安定化を図る。
- ・畑：新規就農者の受け入れも含め、担い手への農地集積を進める。

なお、高齢化による離農への対応については、集落営農の活動などにより遊休農地の発生を防止する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	443.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	443.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地バンクを活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進める。また、遊休農地の発生を抑制するため、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域での農地バンクの活用を行い、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
生産性の向上を図り経営の安定を図るためには、農業用施設の更新が課題となっており、国の用水管改修等の補助事業や換地を含む基盤整備事業の活用などについて地域の話し合いを進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市・県などの農業関係機関と連携し、地域内外から経営体を募集し、栽培技術などの支援や生産する農地を斡旋し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特に無し

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①小型獣の被害が拡大しないよう捕獲のための罠を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②有機農業や農薬・化学肥料を減らした環境にやさしい農業などを進め、農産物の高付加価値化を目指す。
- ③自動化・機械化により作業の効率化を図り、規模拡大を進める。
- ⑦用排水路の老朽化により年々漏水箇所が増えるなど、配水が行き届かず営農に支障をきたしていることから、用排水路の修繕等を実施するため、多面組織を中心とした地域活動により対策を進める。
- ⑧排水路等の老朽化は営農に支障をきたす恐れがあることから、修繕等を実施するための地域での話し合いを進める。

